

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、ギャンブル依存症が、その患者の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせる国際的に認められている疾患であるのみならず、その家族に深刻な影響を及ぼすとともに、重大な社会問題ともなっていることに鑑み、ギャンブル依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健康を保護するとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

### 二 定義

1 この法律において「ギャンブル依存症」とは、法律の定めるところにより行われる公営競技（中央競馬を含む。第五の二及び三において同じ。）の投票、ぱちんこ屋等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四条第四項に規定する営業をいう。第五の二において同じ。）における遊技

その他の財産上の利益の得喪に關し射幸心をそそるおそれのあるものを行うこと（以下「特定原因行為」という。）に関する依存症をいうこと。（第二条第一項関係）

2 この法律において「ギャンブル依存症対策」とは、ギャンブル依存症の発生、進行及び再発並びにこれに關連する三の②に掲げる問題の発生（以下「ギャンブル依存症の発生等」という。）の防止等（八及び第三の七の2において「ギャンブル依存症の発生等の防止等」という。）を図るための施策並びにギャンブル依存症の患者（その疑いのある者を含む。以下2において同じ。）及び患者であつた者（以下「ギャンブル依存症の患者等」という。）並びにその家族に対する支援を図るための施策をいうこと。（第二条第二項関係）

### 三 基本理念

ギャンブル依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。（第三条関係）

① ギャンブル依存症の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復並びにこれに關連して生ずる②に掲げる問題に応じたその防止を図るための施策を適切に講ずるとともに、ギャンブル依存症の

患者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。

- ② ギャンブル依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル依存症に関するこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

- ③ ギャンブル依存症が重大な社会問題となっていることに鑑み、特定原因行為をその客に行わせる事業についてギャンブル依存症の患者等による利用が制限されること。

- ④ ギャンブル依存症の発生等の防止を図る観点から、特定原因行為をその客に行わせる事業については、国又は地方公共団体による適切な監督の下に行われるようとともに、法律の規定に違反して行われるものに対する取締りの強化が図られるようすること。

#### 四 国の責務

国は、三の基本理念にのっとり、ギャンブル依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。  
(第四条関係)

## 五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、三の基本理念にのつとり、ギャンブル依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（第五条関係）

## 六 ギャンブル関連事業者の責務

ギャンブル依存症の発生等に関連する事業を営む者（以下「ギャンブル関連事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たつて、ギャンブル依存症の発生等の防止に最大限の配慮をするものとすること。（第六条関係）

## 七 国民の責務

国民は、ギャンブル依存症問題（ギャンブル依存症及びこれに関連して生ずる三の②に掲げる問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル依存症の予防に必要な注意を払うよう努めなければならぬこと。（第七条関係）

## 八 医師等の責務

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル依存症対策に協力し、ギャン

ブル依存症の発生等の防止等に寄与するよう努めるとともに、ギャンブル依存症に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないこと。 （第八条関係）

#### 九 ギャンブル依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル依存症問題に関する关心と理解を深めるため、ギャンブル依存症問題啓発週間（十一月二十六日から十二月一日まで）を設けること。 （第九条関係）

#### 十 関係者の連携協力

国、地方公共団体、ギャンブル関連事業者、医療関係者、ギャンブル依存症対策に係る活動を行う民間団体その他の関係者は、ギャンブル依存症対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとすること。 （第十条関係）

#### 十一 法制上の措置等

政府は、ギャンブル依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。 （第十二条関係）

### 第二 ギャンブル依存症対策推進基本計画等

## 一 ギャンブル依存症対策推進基本計画

1 政府は、ギャンブル依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル依存症対策推進基本計画」という。）を策定するものとすること。（第十二条第一項関係）

2 ギャンブル依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとすること。（第十二条第二項関係）

3 内閣総理大臣は、ギャンブル依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならぬこと。（第十二条第三項関係）

4 政府は、ギャンブル依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。（第十二条

### 第四項関係）

5 政府は、ギャンブル依存症に関する状況の変化を勘案し、並びにギャンブル依存症対策の実施の状況に関する調査、分析及び評価を行い、少なくとも五年ごとに、ギャンブル依存症対策推進基本計画

に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するものとすること。 （第十二条第五項関係）

## 二 都道府県ギャンブル依存症対策推進計画

1 都道府県は、ギャンブル依存症対策推進基本計画を基本とともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル依存症対策の推進に関する計画（以下二において「都道府県ギャンブル依存症対策推進計画」という。）を策定するものとすること。 （第十三条第一項関係）

2 都道府県ギャンブル依存症対策推進計画は、医療計画、都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル依存症対策に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬこと。 （第十三条第二項関係）

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに当該都道府県におけるギャンブル依存症対策の実施の状況に関する調査、分析及び評価を行い、少なくとも五年ごとに、都道府県ギャンブル依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するものとすること。 （第十三条第三項関係）

### 第三 基本的施策

#### 一 教育の振興等

国及び地方公共団体は、国民がギャンブル依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル依存症の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとすること。（第十四条関係）

#### 二 ギャンブル関連事業者の事業の方法についての配慮の確保

- 1 国及び地方公共団体は、ギャンブル関連事業者の事業の方法がギャンブル依存症の発生等の防止に配慮されたものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとすること。（第十五条第一項関係）
- 2 1の施策を講ずるに当たっては、特定原因行為をその客に行わせる事業についてギャンブル依存症の患者等による利用が制限されることとなるよう特に配慮するものとすること。（第十五条第二項関係）

#### 三 医療提供体制の整備等

1 国及び地方公共団体は、ギャンブル依存症の患者等に対し必要な医療が適切に提供されるよう、ギャンブル依存症に関する予防、診断及び治療に関する方法の研究開発の推進並びにその成果の普及、専門的な医療の提供を行う医療機関の整備、医療機関等の相互の連携の確保その他の良質かつ適切な医療が提供される体制の整備を図るために必要な施策を講ずること。（第十六条第一項関係）

2 国及び地方公共団体は、ギャンブル依存症の患者等が医療機関において診療を受けることを促進するためには必要な施策を講ずるものとすること。（第十六条第二項関係）

#### 四 相談支援等

1 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター及び保健所におけるギャンブル依存症に関する相談支援の体制の充実、ギャンブル依存症の患者等及びその家族が法的見地からの助言等を受けることができる体制の整備その他のギャンブル依存症の患者等及びその家族に対する相談支援の充実を図るために必要な施策を講ずるものとすること。（第十七条第一項関係）

2 国及び地方公共団体は、ギャンブル依存症の患者等の家族の支援を図るため、ギャンブル依存症の

患者等の家族に対する研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとすること。（第十

#### 七条第二項関係）

### 五 社会復帰の支援

1 国及び地方公共団体は、ギャンブル依存症の患者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するためには必要な施策を講ずるものとすること。（第十八条第一項関係）

2 1の施策を講ずるに当たっては、ギャンブル依存症に関連して犯罪をしたギャンブル依存症の患者等の更生に特に配慮するものとすること。（第十八条第二項関係）

### 六 経済的負担の軽減

国及び地方公共団体は、民間による支援を受けるギャンブル依存症の患者等及びその家族の経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとすること。（第十九条関係）

### 七 民間団体の活動に対する支援等

1 国及び地方公共団体は、ギャンブル依存症の患者等が互いに支え合ってギャンブル依存症の発生、

進行及び再発の防止並びに回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル依存症対策に関

する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとすること。 （第二十条第一項関係）

2 国及び地方公共団体は、1の活動を行う民間団体と医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル依存症の発生等の防止等に関連する業務を行う機関等との連携を確保するために必要な施策を講ずるものとすること。 （第二十条第二項関係）

## 八 人材の確保等

国及び地方公共団体は、七の2の業務に従事する者について、ギャンブル依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとすること。 （第二十一条関係）

## 九 調査研究の推進等

1 国及び地方公共団体は、ギャンブル依存症問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとすること。 （第二十二条第一項関係）

2 国及び地方公共団体は、第一の三の②に掲げる問題に関する施策として当該問題に関する実態調査を行うに際しては、1の実態調査を推進する観点から、ギャンブル依存症が当該問題に及ぼす影響そ

の他の当該問題とギャンブル依存症との関係について調査及び分析を行うものとすること。 (第二十

## 二条第二項関係)

### 第四 ギャンブル依存症対策推進本部

#### 一 設置

ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置くこと。 (第二十三条関係)

#### 二 所掌事務

1 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。 (第二十四条第一項関係)

- ① ギャンブル依存症対策推進基本計画の案の作成に関すること。
- ② ギャンブル依存症対策推進基本計画に基づく施策の実施の推進に関すること。
- ③ ギャンブル依存症対策推進基本計画に基づく施策の実施の状況に関する調査、分析及び評価に関すること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、ギャンブル依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総

合調整に關すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル依存症対策関係者会議の意見を聽かなければならぬこと。（第二十四条第二項関係）

① ギャンブル依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。

② 1の③の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。

### 三 組織

本部は、ギャンブル依存症対策推進本部長、ギャンブル依存症対策推進副本部長及びギャンブル依存症対策推進本部員をもつて組織すること。（第二十五条関係）

### 四 ギャンブル依存症対策推進本部長

本部の長は、ギャンブル依存症対策推進本部長（六の2において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てること。（第二十六条第一項関係）

### 五 ギャンブル依存症対策推進副本部長

本部に、ギャンブル依存症対策推進副本部長を置き、内閣官房長官及び厚生労働大臣をもつて充てる

こと。（第二十七条第一項関係）

## 六 ギャンブル依存症対策関係者会議

1 本部に、ギャンブル依存症対策関係者会議（以下六において「関係者会議」という。）を置くこと。

（第三十条第一項関係）

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどること。（第三十条第二項関係）

① 本部長の諮問に応じて、ギャンブル依存症対策の推進に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。

② ギャンブル依存症対策の実施の状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。

3 関係者会議は、委員二十人以内で組織すること。（第三十条第三項関係）

4 関係者会議の委員は、ギャンブル依存症の患者等及びその家族を代表する者並びにギャンブル依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。（第三十条第四項関係）

## 第五 施行期日等

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

### 二 検討

政府は、ギャンブル依存症対策を推進する観点から、ギャンブル関連事業者の事業の方法に関し、次に掲げる事項の検討に早急に着手し、結論を得た事項から直ちに、遅くともこの法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二項関係）

- ① 公営競技の投票法及びぱちんこ屋等において使用される遊技機の性能に係る射幸性の抑制
- ② 公営競技の投票又はぱちんこ屋等における遊技（以下「投票等」という。）が行われる事業所への未成年者（ぱちんこ屋等にあっては、十八歳未満の者）の入場制限の方策
- ③ ギャンブル依存症の患者等に係る投票等の制限
- ④ ギャンブル関連事業者の広告宣伝の在り方
- ⑤ 投票等が行われる事業所におけるギャンブル依存症の発生等のおそれに関する表示及びギャンブル依

存症の発生等の防止に係る担当者の配置その他の体制の整備等

⑥ ギャンブル関連事業者のギャンブル依存症対策に係る費用負担

⑦ ギャンブル関連事業者の事業の監督に係る行政組織の整備

### 三 公営競技等に係る検証

国及び地方公共団体は、公営競技等が行われる目的、その事業の方法及びその事業により得られた収益の用途が今日の社会経済情勢に照らして適切なものであるかどうかについて、検証を行うものとすること。（附則第三項関係）

### 四 その他

その他所要の規定を設けること。